

八峰町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

【令和 8 年度～令和 12 年度】

令和 8 年 9 月

八 峰 町

目 次

1. はじめに
 2. 背景
 3. 基本的事項
 - 3-1 目的
 - 3-2 対象範囲
 - 3-3 対象とする温室効果ガス
 - 3-4 計画期間及び基準年度
 - 3-5 上位計画等との位置付け
 4. 温室効果ガスの排出状況
 - 4-1 温室効果ガス総排出量
 - 4-2 排出量の増減要因と課題
 5. 温室効果ガスの排出削減目標
 6. 目標達成に向けた取組
 7. 推進体制・進捗管理及び公表
- 参考資料

1. はじめに

地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、豪雨や猛暑などの極端な気象現象の発生リスクを高め、住民生活、産業、農林水産業、防災、健康など幅広い分野に影響を及ぼす重要な課題です。

国際的には、2015年に採択されたパリ協定において、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられ、各国において温室効果ガス排出削減に向けた取組が進められています。

我が国では、2050年ネット・ゼロの実現を掲げるとともに、2030年度、2035年度及び2040年度に向けた温室効果ガス排出削減目標を設定し、地方公共団体にも、自らの事務・事業における率先した取組が求められています。

秋田県においても、「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」に基づき、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比54%削減することを目標として、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めています。

八峰町においても、町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を把握し、公共施設の省エネルギー化や設備更新に加え、町内で生み出された再生可能エネルギー由来電力の活用、公用車の効率的な利用等を計画的に進めるため、本計画を策定します。

本計画は、町の施設や設備の維持管理と行政サービスの質を両立させながら、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の削減を進めるための実行計画です。

2. 背景

2-1 地球温暖化対策を巡る動向

2015年に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられました。その後、世界各国で2050年前後のカーボンニュートラルを目指す動きが広がっています。

我が国では、令和2年（2020年）に2050年カーボンニュートラルを目指すことが表明され、その後、地球温暖化対策計画や政府実行計画の見直しが行われています。令和7年（2025年）2月に改定された地球温暖化対策計画では、2030年度に2013年度比46%削減、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減を目指す目標が示されています。

また、政府実行計画では、国の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量について、2030年度までに2013年度比50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減する目標が掲げられ、太陽光発電、ZEB化、電動車、LED照明及び再生可能エネルギー電力の導入等を率先して進めることとされています。

2-2 八峰町におけるこれまでの取組

八峰町では、平成 19 年度から平成 23 年度までを計画期間とする「八峰町地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、町の事務・事業における温室効果ガス排出抑制に取り組んできました。その後、当該計画の計画期間が終了していることから、現在の国の方針や町の施設管理の実態を踏まえ、新たな事務事業編を策定するものです。

また、令和 8 年 3 月に策定した八峰町総合計画では、「自然の力をまちの力に！八峰、新しい挑戦へ」を基本理念としており、本計画に基づく公共施設等の脱炭素化についても、持続可能な町政運営の一環として推進します。さらに、町では令和 7 年度から「e.CYCLE HAPPO」に取り組み、高圧電力契約施設において実質再生可能エネルギー100%の電力を導入しています。契約対象は令和 7 年度の 8 施設から令和 8 年度には 13 施設へ拡大しており、地域で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を地域の公共施設等で活用する取組を進めています。

3. 基本的事項

3-1 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として、八峰町が実施する事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を把握し、省エネルギー・省資源等の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とします。

3-2 対象範囲

対象範囲は、原則として八峰町が行う全ての事務・事業とします。施設の所有関係だけで判断せず、町がエネルギーの使用又は設備の管理に関する権限を有し、その使用量を把握・管理できる範囲を対象とします。

- 町所有施設のほか、借用施設等で町が電気・燃料等を直接負担し、エネルギー使用を管理しているものを含みます。
- 街路灯、共聴設備、水道施設等の無人設備についても、町が管理する事務・事業に該当するものは対象とします。
- 指定管理者、自治会その他の団体が光熱費・燃料費を負担し、町がエネルギー管理権限を有しない部分は、原則として対象外とします。
- ガソリン・軽油については、公用車、バス、除雪車等の車両及び燃料使用量の多い機械を把握対象とし、刈払機、チェーンソー等の小型機械は、排出量に与える影響と事務負担を勘案し、通常の活動量調査から除外します。

3-3 対象とする温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策推進法施行令に定める温室効果ガスを対象とすることを原則とします。ただし、計画策定時点では、町の事務・事業に伴う排出量の大部分を占め、継続的な活動量把握が可能なエネルギー起源二酸化炭素（CO₂）を重点的な算定・管理対象とし、電気、LP ガス、灯油、ガソリン及び軽油の使用量を把握します。

その他の温室効果ガスについては、排出実態、データ把握の可能性及び排出量への影響を確認し、LAPSS の活用状況も踏まえながら段階的に把握・管理対象を拡充します。

3-4 計画期間及び基準年度

項目	内容
計画期間	令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）
基準年度	令和 4 年度（2022 年度）
目標年度	令和 12 年度（2030 年度）

基準年度は、町において活動量データを継続的かつ一定の精度で把握できる令和 4 年度（2022 年度）とします。国の目標との比較に当たっては、基準年度が異なることに留意しつつ、国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画の方向性を踏まえて取組を推進します。

3-5 上位計画等との位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定し、国の地球温暖化対策計画及び政府実行計画並びに「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」を踏まえるとともに、八峰町総合計画その他の関連計画・施設整備方針との整合を図ります。

4. 温室効果ガスの排出状況

4-1 温室効果ガス総排出量

町では、各課が所管する施設・設備等について、令和 4 年度から令和 7 年度までの電気、LP ガス、灯油、ガソリン及び軽油の使用実績を収集し、LAPSS を活用して温室効果ガス排出量を算定しました。

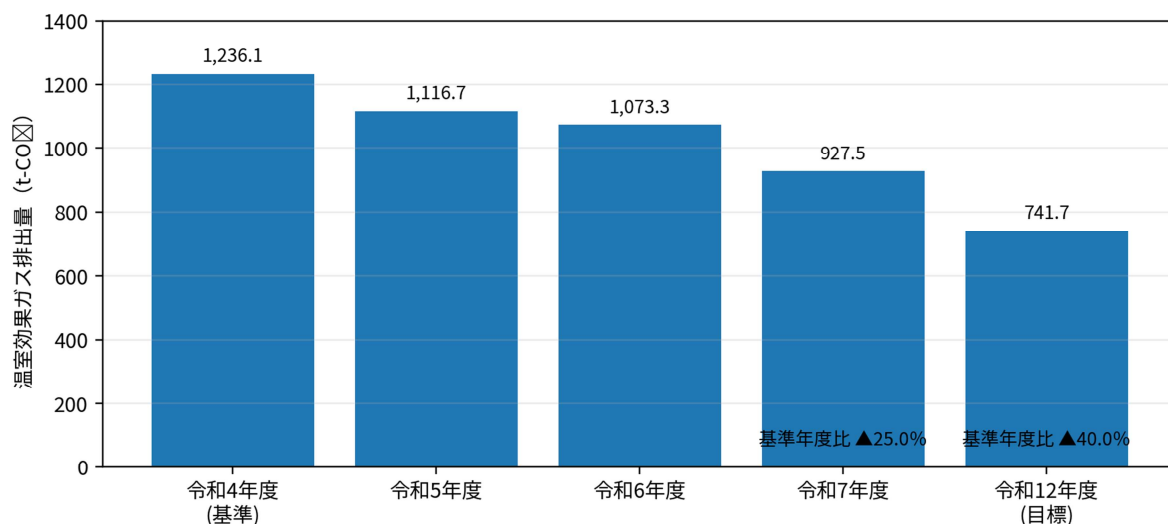
令和 4 年度（基準年度）の温室効果ガス排出量：1,236.11 t-CO₂

年度	温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	基準年度比
令和 4 年度	1,236.11	—
令和 5 年度	1,116.65	▲9.7%
令和 6 年度	1,073.29	▲13.2%
令和 7 年度	927.49	▲25.0%

排出状況の分析では、年度別推移に加えて、施設・用途別及びエネルギー種別の構成を確認し、排出量の多い施設・設備を重点的な対策対象として把握します。

なお、街路灯（ESCO 事業）の電気使用量は、電気料金明細に使用電力量が記載されていないため、灯具の消費電力及び基数を基に、夏期（5月～10月）は1日10時間、冬期（11月～4月）は1日14時間の点灯時間として推計しています。

図1 温室効果ガス排出量の推移



注：令和4～7年度はLAPSS算定実績。令和12年度は本計画の目標値。

4-2 排出量の増減要因と課題

温室効果ガス排出量は、令和4年度の1,236.11 t-CO₂から令和7年度には927.49 t-CO₂となり、基準年度比で25.0%減少しました。減少には、施設・設備の運用状況や電力排出係数の変化に加え、令和7年度から開始した「e.CYCLE HAPPO」による実質再生可能エネルギー100%電力の導入が大きく寄与しています。

本町では、公共施設・学校等の電力使用量、暖房用燃料、公用車・除雪車等の燃料使用量が主な管理対象となります。除雪車については、住民の安全確保を最優先とし、降雪量に応じた必要な運行を確保した上で、車両更新時の低燃費化、適切な車種選定、効率的な運行及びアイドリング抑制等により可能な範囲で削減を進めます。

一方、小規模な無人設備や設備群については、個別管理による事務負担とのバランスを考慮し、元データは個別に保存しつつ、LAPSS上では必要に応じて施設群・設備群として集約して管理します。

5. 温室効果ガスの排出削減目標

国の地球温暖化対策計画、政府実行計画及び本町の基準年度以降の排出実績を踏まえ、令和12年度（2030年度）を目標年度として温室効果ガス排出削減目標を設定します。

削減目標：令和12年度（2030年度）に、基準年度（令和4年度）比で40%削減

区分	温室効果ガス排出量	削減率
基準年度（令和 4 年度）	1,236.11 t-CO ₂	—
目標年度（令和 12 年度）	741.67 t-CO ₂	40%

令和 7 年度時点で基準年度比 25.0%の削減を達成していることに加え、令和 8 年度から「e.CYCLE HAPPO」の対象を 13 施設へ拡大しています。このうち本計画の算定範囲に含まれる追加 3 施設（あきた白神体験センター、学校給食共同調理場、八森体育館）の令和 7 年度電気使用量を基に試算すると、年間約 118.8 t-CO₂ の追加削減効果が見込まれます。令和 7 年度と同程度の活動量と仮定した場合、排出量は約 808.7 t-CO₂、基準年度比約 34.6%削減となる見込みです。これに公共施設の LED 化、高効率設備への更新、日常的な省エネルギー等を積み上げ、令和 12 年度に 40%削減を目指します。

令和 8 年度追加施設（算定対象）	R7 電気使用量	削減見込
あきた白神体験センター	112,913 kWh	約 47.54 t-CO ₂
学校給食共同調理場	139,659 kWh	約 58.80 t-CO ₂
八森体育館（旧八森中学校）	29,702 kWh	約 12.50 t-CO ₂
合計	282,274 kWh	約 118.84 t-CO ₂

※令和 7 年度と同程度の電気使用量と仮定し、令和 8 年度から対象電力の排出係数が 0 となる前提で試算。

八森浄化センター及び沢目浄化センターは委託先事業者が電気料金を負担しているため、本計画の算定対象外。

6. 目標達成に向けた取組

6-1 取組の基本方針

温室効果ガス排出量の削減に当たっては、行政サービスや施設の安全性・快適性を確保しながら、公共施設の LED 化や高効率設備への更新等によってエネルギー使用量そのものを減らす「省エネルギー」と、「e.CYCLE HAPPO」を中心とした再生可能エネルギー電力の活用による「電力の脱炭素化」を二つの柱として進めます。設備更新は、更新時期や費用対効果、施設の今後の利用方針を踏まえ、計画的に実施します。

6-2 具体的な取組内容

（1）公共施設の照明 LED 化

公共施設の照明について、施設の存続方針や利用状況を踏まえながら、未 LED 化箇所の更新を計画的に進めます。財源については、脱炭素化推進事業債その他の有利な制度の活用を検討し、財政負担の平準化を図ります。

（2）高効率設備への更新

空調、給湯、ポンプ、ボイラー等について、更新時に高効率機器を優先して検討します。特にエネルギー使用量の大きい施設は、更新による削減効果を把握し、優先順位を付けて取り組みます。

(3) e.CYCLE HAPPO による再生可能エネルギー電力の活用

町では、令和 7 年度から「e.CYCLE HAPPO」の取組により、再生可能エネルギー電力アグリゲーターを介した電力入札により小売電気事業者を選定し、町内の高圧電力契約施設において、町内で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を活用した実質再生可能エネルギー100%の電力を導入しています。契約対象施設は令和 7 年度の 8 施設から令和 8 年度には 13 施設へ拡大しました。このうち、八森浄化センター及び沢目浄化センターは委託先事業者が電気料金を負担し、町がエネルギー管理権限を有しないため、本計画の温室効果ガス算定範囲からは除外します。

今後も、電力の安定供給や経済性を考慮しながら、町がエネルギー管理権限を有する高圧施設で再生可能エネルギー由来電力の活用を継続します。なお、太陽光発電設備については、現時点では新たな整備を予定しておらず、既存設備について適切な維持管理を行います。

(4) 施設運用の省エネルギー化

冷暖房の適正運用、不要照明の消灯、待機電力の削減、機器の適正な保守管理等、日常業務における省エネルギー行動を継続します。利用者の安全や健康を損なわないことを前提に、無理のない省エネルギーを実施します。

(5) 公用車等の燃料使用量削減

公用車の更新時には、用途、走行距離、充電環境等を踏まえて電動車等の導入可能性を検討します。あわせて、エコドライブ、不要なアイドリングの抑制、効率的な配車等により燃料使用量の削減に努めます。

(6) 水道施設等の効率化

浄水場、ポンプ場等については、安定供給を最優先としつつ、ポンプ等の更新時に高効率機器を検討します。LAPSS で排出量の大きい施設を把握し、設備更新の優先順位付けに活用します。

(7) 省資源・廃棄物削減

ペーパーレス化、両面印刷・集約印刷、物品の長期使用、適正な分別等を進め、資源使用量と廃棄物の削減に努めます。

(8) 職員への周知

計画の目的、排出状況及び各課の取組状況を庁内で共有し、職員が自らの業務と温室効果ガス排出との関係を理解できるよう周知を行います。

7. 推進体制・進捗管理及び公表

7-1 推進体制

本計画の総括は商工観光課が行い、各課と連携して取組を推進します。各課は、所管施設・設備の活動量の把握及び省エネルギー等の取組を実施し、商工観光課は LAPSS を活用

して町全体の排出量を集計・分析します。活動量は原則として毎年度把握し、算定範囲や施設の管理形態に変更があった場合は、その内容を記録します。

区分	主な役割
商工観光課	計画の総括、LAPSS 管理、排出量の集計・分析、全庁への周知、公表
各課	所管施設・設備の活動量確認、取組の実施、異常値・施設変更等の報告
財政・施設関係部門	電気使用量等の既存データ提供、施設整備・予算措置との連携

7-2 点検・評価・見直し

毎年度、活動量及び温室効果ガス排出量を LAPSS で集計し、基準年度及び前年度との比較を行います。排出量が大きく増減した場合は、その要因を確認し、必要に応じて取組内容を見直します。

施設の新設・廃止、指定管理の変更、設備更新、組織改編等により算定範囲が変わる場合は、その内容を記録し、経年比較において適切に考慮します。

国の地球温暖化対策計画や関連制度の見直し、町の上位計画の変更等があった場合には、必要に応じて本計画を見直します。

7-3 進捗状況の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、毎年度、温室効果ガス排出量及び主な取組の実施状況を町ホームページ等により公表します。公表資料は LAPSS の集計結果を活用し、可能な限り簡潔で分かりやすい内容とします。

参考資料

1 活動量の把握項目

活動項目	主な対象	単位
電気	公共施設、水道施設、街路灯、共聴設備等	kWh
LP ガス	給湯・暖房・調理等	m ³ 又は kg
灯油	暖房・給湯等	L
ガソリン	公用車等	L
軽油	公用車、バス、除雪車等	L

2 LAPSS における施設・設備の管理方針

- 元データは可能な限り施設・契約単位で保存し、後から確認できる状態を維持します。
- 排出量が多い施設や、今後設備更新・省エネ対策を行う施設は、原則として単独で管理します。
- 小規模なポンプ場や街路灯等、個別管理による効果が小さい設備は、必要に応じて施設群・設備群として集約します。
- 町が管理する施設であっても、指定管理者等がエネルギー使用を管理・負担する部分は、町の算定範囲との関係を整理します。

3 毎年度の進捗管理の流れ

1. 各課・既存会計資料等から活動量データを把握
2. LAPSS へ実績値を登録
3. 温室効果ガス排出量を自動算定・集計
4. 前年度・基準年度と比較し増減要因を確認
5. 取組の実施状況を点検
6. 結果を公表し、翌年度の取組へ反映

4 主な参考資料

- 環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル【簡易版】Ver.3.0（令和 8 年 3 月）」
- 環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル【ひな形】Ver.2.1（令和 8 年 3 月）」
- 環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル【詳細版】Ver.2.1（令和 8 年 3 月）」

- 環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル【算定手法編】Ver.2.1（令和 8 年 3 月）」
- 秋田県「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」
- 地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）
- 八峰町 e.CYCLE HAPPO 電力需給契約関係資料
- LAPSS「温室効果ガス月次排出状況帳票」（令和 4 年度～令和 7 年度）
- 八峰町総合計画（令和 8 年度～令和 17 年度）